

議事(2) 第8期計画の施策目標と事業体系について

1 7期の評価を受けて ←第5回分科会【資料2-2】「(2)第7期の分析・評価②課題への取組」で報告

- (1) 【課題1】「包括的なケア体制づくり」
- ・地域包括ケア体制、介護予防活動の推進には、これまで以上に多職種や地域などとの連携強化が必要。
 - ・介護予防の各事業は概ね目標どおりに進められているが、課題も残っており、さらなる推進が必要。
 - ・高齢者を支える生活支援体制構築にあたり、例えば地域住民が主体となって支え合う仕組みづくりを進めているが、現時点で地域課題の解決に向けた動きが各地区で出始めている段階で、構築に向けた取組みを粘り強く進める必要がある。
 - ・高齢者で認知症になる割合が令和7(2025)年には約20%になると予測される中、認知症施策推進大綱が制定され、認知症に対する支援は欠かせない施策
- (2) 【課題2】「地域における施設・住まいの最適化」
- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き、介護保険内・外のサービス充実とともに、地域密着型サービスや介護保険施設の基盤整備について、圏域別の状況や介護保険外の高齢者向け住宅への入所状況等を踏まえて計画的に進める。
 - ・サービス充実には、施設の整備とともに、国・県と連携して、幅広い分野での人材確保及び育成、業務の効率化に努める必要がある。
- (3) 【課題3】「ケアマネジメントの質の向上と給付の適正化」
- ・概ね目標どおりに取組んでいるが、前提として、介護保険サービスを提供し続けるには、引き続き、介護支援専門員への支援や給付適正化による安定した介護保険制度の運営を行う必要がある。

2 国の動向(第8期計画の重点) ←厚生労働省社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」より

- ①介護予防・健康づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域包括ケアシステムの推進、
④認知症施策の総合的な推進、⑤持続可能な制度の構築・介護現場の革新

上記を踏まえ、施策目標を以下のとおり設定します。

基本理念 ※第4回分科会で決定	施策目標	施策の方向性	※参考：個別事業(既存事業をベースにぶら下げ) ⇒第7回分科会で詳細を提示予定	追加 区分	
1 生きがいのある生活を送るための施策の充実 2 いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進 3 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立 4 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり	目標Ⅰ 地域における連携強化	1) 地域における相談・見守り体制の充実、連携強化	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議等による多職種連携の推進		
	目標Ⅱ 高齢者を支える生活支援体制の構築	1) 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 2) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護の仕組みづくり 3) 災害等発生時の高齢者支援体制の整備 4) とともに生きるまちづくり	(1) 在宅医療・介護連携支援体制の充実 (1) 生活支援体制整備の推進 (2) 住民主体のサービスの育成 (3) 情報提供・相談機能の強化 (2) 成年後見制度の活用促進 (3) 高齢者虐待防止等への対応	新規 新規	
	目標Ⅲ 介護予防・健康づくりの推進	1) 介護予防の推進 2) いきがい活動・社会参加の促進 3) 高齢者の健康づくり	(1) 介護予防の推進 (1) ひとにやさしいまちづくりの推進 (2) 地域共生社会の推進 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 介護予防普及啓発事業(ピンシャン体操教室、健康教室等) (3) 地域介護予防活動支援事業(介護予防サポーター、活動ポイント制度等) (4) 介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 (1) 有償ポイント (2) 人が集う居場所づくり(はつらつかフェ …) (3) 老人クラブ活動の推進 (4) 老人福祉センターの充実 (5) シルバー人材センターの充実 (6) 学習活動・地域活動支援の充実 (7) スポーツ・レクリエーション活動支援の充実 (1) 「健康まえばし21」の推進 (2) 健康づくり組織活動の支援 (3) 予防接種事業の推進		
	目標Ⅳ 認知症高齢者支援の充実	1) 認知症への理解を深める普及・啓発 2) 認知症の早期診断・早期対応の推進及び発生予防・進行抑制 3) 認知症の人と介護者を支援するやさしい地域づくり	(1) 認知症への理解を深める普及・啓発 (1) 認知症初期集中支援チーム体制の充実 (1) 認知症高齢者等見守りネットワークの整備(SOSネットワーク体制、GPS端末貸出、推進員による企画事業、事前登録制度) (2) 認知症カフェの推進		
	目標Ⅴ サービスの充実と暮らしの基盤の整備	1) 介護保険外の在宅サービスの確保 2) 介護保険サービスの確保(介護給付、予防給付) 3) 施設サービス等の整備 4) 介護人材の確保・育成及び業務効率化	(1) 介護保険外の在宅サービスの確保 (1) 予防給付(①介護予防サービス、②地域密着型介護予防サービス) (2) 介護給付(①居宅サービス、②地域密着型サービス、③施設サービス) (1) 介護老人福祉施設 (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院 (4) 多様な住まい・施設の整備 (1) 多様な担い手の育成 (2) 業務の効率化(ロボット・ICT活用補助制度紹介、文書量削減等)	(1)~(15) ……	新規 新規
	目標Ⅵ 安定した介護保険制度の運営	1) 給付の適正化 2) 介護保険制度の円滑な運営	1) 給付の適正化 2) 介護保険制度の円滑な運営	(1) 要介護認定の適正化 (2) ケアプランの点検 (3) 住宅改修等の点検 (4) 縦覧点検・医療情報との統合 (5) 介護給付費通知の送付 (6) 給付実績の活用 (7) その他の適正化事業 (1) 被保険者の資格管理に関する業務 (2) 要支援・要介護認定に関する業務 (3) 保険給付に関する業務 (4) 介護保険料の賦課・収納に関する業務 (5) 制度の広報・啓発に関する業務 (6) 事業者の指定・指導・監査に関する業務	